

# 環境性能に優れた自動車等に対する自動車重量税の減免措置について













平成 27 年 5 月  
(平成 28 年 4 月改訂)  
国 税 庁

租税特別措置法の規定により、自動車重量税について次のような特例措置が設けられています。

## 1 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の減免措置（エコカー減税）

(1) 特に環境性能に優れた、環境負荷の小さい検査自動車について、**平成 27 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの間**に、新車新規検査（予備検査を含みます。以下同じ。）により自動車検査証の交付を受ける場合には、納付すべき自動車重量税が**減免**（100%・75%・50%・25%）されます。

**自動車重量税が全額免除されるもの**（詳細は別表 1 をご参照ください。）


車 種 等		燃 費 基 準	排 出 ガ ス 基 準
電気自動車（燃料電池車を含む）		—	—
天然ガス自動車		—	
プラグインハイブリッド自動車		—	—
ガソリン車 (ハイブリッド 自動車を含む。)	乗用自動車		
	車両総重量 2.5 t 以下の乗合自動車・貨物自動車		
	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下の乗合自動車・貨物自動車		
クリーンディーゼル乗用車		—	平成 21 年排出ガス規制適合
ディーゼル車 (ハイブリッド 自動車を含む。)	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下の乗合自動車・貨物自動車		
	車両総重量 3.5 t 超の乗合自動車・貨物自動車		
	車両総重量 7.5 t 超の乗合自動車・貨物自動車		平成 28 年排出ガス規制適合

② 自動車重量税が75%軽減されるもの（詳細は別表2をご参照ください。）

車種等		燃費基準	排出ガス基準
ガソリン車 (ハイブリッド 自動車を含む。)	乗用自動車		
	車両総重量 2.5 t 以下の乗合自動車・貨物自動車		
	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下の乗合自動車・貨物自動車		
			
ディーゼル車 (ハイブリッド 自動車を含む。)	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下の乗合自動車・貨物自動車		
			平成 21 年排出ガス規制適合
	車両総重量 3.5 t 超の乗合自動車・貨物自動車		
			平成 21 年排出ガス規制適合
車両総重量 7.5 t 超の乗合自動車・貨物自動車		平成 28 年排出ガス規制適合	

③ 自動車重量税が50%軽減されるもの（詳細は別表3をご参照ください。）

車種等		燃費基準	排出ガス基準
ガソリン車 (ハイブリッド 自動車を含む。)	乗用自動車		
	車両総重量 2.5 t 以下の乗合自動車・貨物自動車		
			
	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下の乗合自動車・貨物自動車		

車種等		燃費基準	排出ガス基準
ディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む。) ディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む。)	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下の乗合自動車・貨物自動車		
			平成 21 年排出ガス規制適合
	車両総重量 3.5 t 超 の乗合自動車・貨物自動車		
			平成 21 年排出ガス規制適合
	車両総重量 7.5 t 超 の乗合自動車・貨物自動車		平成 28 年排出ガス規制適合

④ 自動車重量税が 25%軽減されるもの (詳細は別表 4 をご参照ください。)

車種等		燃費基準	排出ガス基準
ガソリン車 (ハイブリッド自動車を含む。)	乗用自動車		
	車両総重量 2.5 t 以下 の乗合自動車・貨物自動車		
	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下の乗合自動車・貨物自動車		
			
ディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む。)	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下の乗合自動車・貨物自動車		
			平成 21 年排出ガス規制適合
	車両総重量 3.5 t 超 の乗合自動車・貨物自動車		
			平成 21 年排出ガス規制適合
	車両総重量 7.5 t 超 の乗合自動車・貨物自動車		平成 28 年排出ガス規制適合

- (2) 上記(1)①の適用を受けた自動車については、新車新規検査による車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までの間に、継続検査等（新車新規検査後、最初に受けるものに限ります。）を受ける際（新車新規検査による自動車検査証の記載事項について車両構造等の変更がない場合に限り。）に納付すべき自動車重量税が**免除**されます。
- (3) 上記(1)の減免措置を受ける自動車以外の自動車（乗用車及び車両総重量 2.5 t 以下の乗合自動車・貨物自動車）で、平成 27 年度燃費基準を達成し、かつ平成 17 年排出ガス基準より 75%以上窒素酸化物等の排出量がすくないものについては、平成 29 年 4 月 30 日までの間、新車に限り本則税率が適用されます。

## 2 乗合自動車等に係る自動車重量税の特例措置

一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供するノンステップバス及びリフト付きバス、一般乗用旅客自動車運送事業者が事業の用に供するユニバーサルデザインタクシーについて、平成 24 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの間に、新車新規検査により自動車検査証の交付を受ける場合には、納付すべき自動車重量税が**免除**されます（[詳細は別表5をご参照ください](#)）。

## 3 先進安全自動車（ASV）に係る自動車重量税の特例措置

制動装置保安基準に適合する車両安定性制御装置（EVSC）や衝突被害軽減ブレーキ（AEB）を搭載した一定のトラック又はバスについて、平成 27 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの間に、新車新規検査により自動車検査証の交付を受ける場合には、納付すべき自動車重量税が**軽減**（75%・50%）されます（[詳細は別表6、別表7をご参照ください](#)）。

対象装置	トラック		バス	
	3.5 t 超 20 t 以下	20 t 超 22 t 以下	5 t 以下 (※)	5 t 超 12 t 以下
車両安定性制御装置 及び 衝突被害軽減ブレーキ	75%軽減	75%軽減 (平成 28 年 11 月 1 日以後は 50%軽減)		75%軽減
車両安定性制御装置	50%軽減	50%軽減 (平成 28 年 10 月 31 日まで)		50%軽減
衝突被害軽減ブレーキ	50%軽減	50%軽減 (平成 28 年 10 月 31 日まで)	50%軽減	50%軽減

※ 車両総重量 5 t 以下のバスについては、衝突被害軽減ブレーキを搭載しているものが 50%の軽減措置の対象となります（車両安定性制御装置を搭載することに対する軽減措置はありません。）。

## お問合せ先

自動車重量税の減免措置についてご不明な点がございましたら、次の各問合せ先にご照会ください。

### ○ 所有（購入）する自動車等が減免の対象となるかどうかの確認

会社名（50音順）	住 所	担当部署	電話番号
オーディージャパン(株)	東京都品川区北品川 4-7-35 御殿山トラストタワー16F	オーディエ・コミュニケーションセンター 9:00~19:00（年中無休）	0120-598-106
いすゞ自動車(株)	東京都品川区南大井 6-26-1 大森ベルポートA館	お客様相談センター 月~金 9:00~17:00 （除く所定の休日）	0120-119-113
G L M (株)	京都府京都市左京区吉田本町 京都大学VBL	GLM コーセンター 9:00~18:00 （土日祝日を除く）	0774-39-8822
スズキ(株)	静岡県浜松市南区高塚町 300	お客様相談室 9:00~12:00/13:00~17:00	0120-402-253
ダイハツ工業(株)	大阪府池田市ダイハツ町 1-1	ダイハツ お客様コールセンター 平日 9:00~19:00 土・日・祝日 9:00~17:00	0800-500-0182
テスラ モーターズ ジャパン(同)	東京都港区南青山 2-23-8	お客様相談センター 平日 11:00~19:00 土・日・祝日 10:00~18:00	03-6890-7700
トヨタ自動車(株)	愛知県名古屋市中村区名駅 4-7-1	トヨタ自動車お客様相談センター 9:00~18:00（365日年中無休）	0800-700-7700
		レクサスインフォメーションデスク 9:00~18:00（365日年中無休）	0800-500-5577
日産自動車(株)	神奈川県横浜市西区高島 1-1-1	お客様相談室 9:00~17:00（12/31~1/2 を除く）	0120-315-232
ビー・エム・ダブリュ(株)	東京都千代田区丸の内 1-9-2 グラントウキョウサウスタワー	BMW カスタマー・インタラクション・センター 平日 9:00~19:00 土・日・祝日 9:00~18:00	0120-269-437
		MINI カスタマー・インタラクション・センター 平日 9:00~19:00 土・日・祝日 9:00~18:00	0120-329-814
		BMW i カスタマー・インタラクション・センター 9:00~20:00	0120-201-438
日野自動車(株)	東京都日野市日野台 3-1-1	お客様相談窓口 9:00~12:00/13:00~17:00	0120-106-558
フォルクスワーゲングループジャパン(株)	愛知県豊橋市明海 5 番地の 10	フォルクスワーゲンカスタマーセンター 年中無休 24 時間受付	0120-993-199
富士重工業(株)	東京都渋谷区恵比寿 1-20-8	SUBARUお客様センター 平日 9:00~17:00 土・日・祝日 9:00~12:00/13:00~17:00	0120-05-2215
ポルシェジャパン(株)	東京都目黒区下目黒 1-8-1 アルコタワー16F	カスタマー・ケア・センター 月~金 9:00~18:00	0120-846-911
ボルボ・カー・ジャパン(株)	東京都港区芝公園 2-6-3 芝公園フロントタワー	お客様相談室 平日のみ 9:00~17:00	0120-922-662
本田技研工業(株)	埼玉県和光市本町 8-1	お客様相談センター 9:00~12:00/13:00~17:00	0120-112-010
マツダ(株)	広島県安芸郡府中町新地 3-1	マツダコールセンター 平日 9:00~17:00 土・日・祝日 9:00~12:00/13:00~17:00	0120-386-919
三菱自動車工業(株)	東京都港区芝 5-33-8	お客様相談センター 平日 9:00~17:00 土・日 9:00~12:00/13:00~17:00	0120-324-860
三菱ふそうトラック・バス(株)	神奈川県川崎市幸区鹿島田 1-1-2	お客様相談センター 月~金 9:00~12:00/13:00~17:00 （所定の休日を除く）	0120-324-230

会社名 (50 音順)	住 所	担当部署	電話番号
メルセデス・ベンツ日本(株)	東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル	メルセデス・コール 9:30~12:00/13:00~17:30 (所定の休業日を除く)	0120-190-610
		スマートコール 9:30~12:00/13:00~17:30 (土・日・祝日を除く)	0120-656-256
UDトラックス(株)	埼玉県上尾市大字壱丁目 1 番地	お客様相談室 月~金 9:00~12:00/13:00~17:00 (会社休業日を除く)	0120-67-2301
UDトラックス(株) (ボルボトラック)	埼玉県上尾市大字壱丁目 1 番地	ボルボ・トラック・ジャパン営業管理担当 9:00~18:00	048-615-8190

団体名	住 所	担当部署	電話番号
【国内メーカー】 一般社団法人日本自動車工業会	東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16・17 階	業務統括部	03-5405-6132
【海外メーカー】 日本自動車輸入組合	東京都港区芝 3-1-15 芝ポートビル 5 階	会員業務部	03-5765-6812
【販売店（登録車）】 一般社団法人日本自動車販売協会連合会	東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 15 階	法 務 部	03-5733-3110
【販売店（軽自動車）】 一般社団法人全国軽自動車協会連合会	東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 11 階	総 務 部	03-5472-7861
【中古車】 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会	東京都渋谷区代々木 3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 10 階	企 画 部	03-5333-5881
【整備】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会	東京都港区六本木 6-10-1 森タワー 17 階	事 業 部	03-3404-6143

## ○ 登録自動車に係る自動車重量税の税額及び検査の手続について

<p>【国土交通省自動車局ホームページ】</p> <p>自動車関係税制について（エコカー減税、グリーン化特例 等）</p> <p>⇒ <a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html</a></p> <p>自動車検査・登録ガイド</p> <p>⇒ <a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html</a></p>
--

## ○ 軽自動車に係る自動車重量税の税額及び検査の手続について

<p>【軽自動車検査協会ホームページ】</p> <p>⇒ <a href="http://www.keikenkyo.or.jp">http://www.keikenkyo.or.jp</a></p>
--

## ○ 自動車重量税法及び租税特別措置法に規定する法令の解釈について

<p>⇒ 住所地等を管轄する国税局消費税課（沖縄国税事務所においては間税課）</p> <p>※ どのメーカーのどの車種（商品名）が減免の対象となるかについては、各自動車メーカーの窓口にお問い合わせください。</p>
---

# 別表1(免税)









車種等		租特法	租特規	要件等(概要)	自動車検査証の必要記載事項	車体表示
電気自動車 (燃料電池車を含む)		90の12①一	—	電気を動力源とするもので内燃機関を有しないもの	—	—
天然ガス自動車		90の12①二	40の4①、②、③	平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める値より10%以上少ないもの	【燃料の種類】欄 可燃性天然ガス	
プラグインハイブリッド自動車		90の12①三	40の4④、⑤	ハイブリッド自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの	【備考】欄 プラグインハイブリッド自動車	—
ガソリン車 (ハイブリッド自動車を含む)	乗用自動車	90の12①四	イ 40の4⑥、⑦、⑧	次のいずれにも該当するもの ・平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より75%以上少ないもの ・平成32年度燃費基準より20%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成32年度燃費基準20%向上達成車	 & 
	車両総重量2.5t以下の乗合自動車・貨物自動車		ロ 40の4⑨	次のいずれにも該当するもの ・平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より75%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より25%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準25%向上達成車 又は 平成27年度燃費基準35%向上達成車	 & 
	車両総重量2.5t超3.5t以下の乗合自動車・貨物自動車		ハ 40の4⑩	次のいずれにも該当するもの ・平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より75%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準15%向上達成車 又は 平成27年度燃費基準20%向上達成車	 & 
クリーンディーゼル乗用車			イ 40の4⑪	平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの		—
ディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む)	車両総重量2.5t超3.5t以下の乗合自動車・貨物自動車	90の12①五	ロ 40の4⑫	次のいずれにも該当するもの ・平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める値より10%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準15%向上達成車	 & 
	車両総重量3.5t超の乗合自動車・貨物自動車		ニ 40の4⑬、⑭	次のいずれにも該当するもの ・平成21年軽油重量車基準に適合するもの ・窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める値より10%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準15%向上達成車	 & 
	車両総重量7.5t超の乗合自動車・貨物自動車		ハ 40の4⑬、⑭	次のいずれにも該当するもの ・平成28年軽油重量車基準に適合するもの ・平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準15%向上達成車	

# 別表2(75%軽減)

車種等		租特法	租特規	要件等(概要)	自動車検査証の必要記載事項	車体表示
ガソリン車 (ハイブリッド自動車を含む)	乗用自動車	90の12②一	イ 40の4 ⑰	次のいずれにも該当するもの ・平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より75%以上少ないもの ・平成32年度燃費基準より10%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成32年度燃費基準10%向上達成車	 & 
	車両総重量2.5t以下の乗合自動車・貨物自動車		ロ 40の4 ⑱	次のいずれにも該当するもの ・平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より75%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より20%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準20%向上達成車	 & 
	車両総重量2.5t超3.5t以下の乗合自動車・貨物自動車		ハ 40の4 ⑲	次のいずれにも該当するもの ・平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より75%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より10%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準10%向上達成車	 & 
	車両総重量2.5t超3.5t以下の乗合自動車・貨物自動車		ニ 40の4 ⑳	次のいずれにも該当するもの ・平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準15%向上達成車	 & 
ディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む)	車両総重量2.5t超3.5t以下の乗合自動車・貨物自動車	90の12②二	イ 40の4 ㉑	次のいずれにも該当するもの ・平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める値より10%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より10%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準10%向上達成車	 & 
	車両総重量2.5t超3.5t以下の乗合自動車・貨物自動車		ロ 40の4 ㉒	次のいずれにも該当するもの ・平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの ・平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準15%向上達成車	
	車両総重量3.5t超の乗合自動車・貨物自動車	ニ 40の4 ㉓	次のいずれにも該当するもの ・平成21年輕油重量車基準に適合するもの ・窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める値より10%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より10%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準10%向上達成車	 & 	
	車両総重量3.5t超の乗合自動車・貨物自動車	ホ 40の4 ㉔	次のいずれにも該当するもの ・平成21年輕油重量車基準に適合するもの ・平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準15%向上達成車		
	車両総重量7.5t超の乗合自動車・貨物自動車	ハ 40の4 ㉕	次のいずれにも該当するもの ・平成28年輕油重量車基準に適合するもの ・平成27年度燃費基準より10%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準10%向上達成車		










別表3(50%軽減)

車種等		租特法	租特規	要件等(概要)	自動車検査証の必要記載事項	車体表示
ガソリン車 (ハイブリッド自動車を含む)	乗用自動車	90の12③一	イ 40の4 ㉔	次のいずれにも該当するもの ・平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より75%以上少ないもの ・平成32年度燃費基準を満たすもの	【備考】欄 平成32年度燃費基準達成車	 & 
	車両総重量2.5t以下の乗合自動車・貨物自動車		ロ 40の4 ㉕	次のいずれにも該当するもの ・平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より75%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準15%向上達成車	 & 
	車両総重量2.5t超3.5t以下の乗合自動車・貨物自動車		ハ 40の4 ㉖	次のいずれにも該当するもの ・平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より75%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準5%向上達成車	 & 
			ニ 40の4 ㉗	次のいずれにも該当するもの ・平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より10%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準10%向上達成車	 & 
ディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む)	車両総重量2.5t超3.5t以下の乗合自動車・貨物自動車	90の12③二	イ 40の4 ㉘	次のいずれにも該当するもの ・平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める値より10%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準5%向上達成車	 & 
			ロ 40の4 ㉙	次のいずれにも該当するもの ・平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの ・平成27年度燃費基準より10%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準10%向上達成車	
	車両総重量3.5t超の乗合自動車・貨物自動車		ニ 40の4 ㉚	次のいずれにも該当するもの ・平成21年輕油重量車基準に適合するもの ・窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める値より10%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準5%向上達成車	 & 
			ホ 40の4 ㉛	次のいずれにも該当するもの ・平成21年輕油重量車基準に適合するもの ・平成27年度燃費基準より10%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準10%向上達成車	
車両総重量7.5t超の乗合自動車・貨物自動車		ハ 40の4 ㉜	次のいずれにも該当するもの ・平成28年輕油重量車基準に適合するもの ・平成27年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準5%向上達成車		

# 別表4(25%軽減)

車種等		租特法	租特規	要件等 (概要)	自動車検査証の必要記載事項	車体表示
ガソリン車 (ハイブリッド自動車を含む)	乗用自動車	90の12④一	イ 40の4 ㉔	次のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの</li> <li>窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より75%以上少ないもの</li> <li>平成27年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの</li> </ul>	【備考】欄 平成27年度燃費基準5%向上達成車 又は 平成27年度燃費基準10%向上達成車 又は 平成27年度燃費基準20%向上達成車	 又は   又は 
	車両総重量2.5t以下の乗合自動車・貨物自動車		イ 40の4 ㉔	次のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの</li> <li>窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より75%以上少ないもの</li> <li>平成27年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの</li> </ul>	【備考】欄 平成27年度燃費基準5%向上達成車 又は 平成27年度燃費基準10%向上達成車	 又は  
	車両総重量2.5t超3.5t以下の乗合自動車・貨物自動車		ロ 40の4 ㉕	次のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの</li> <li>窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より75%以上少ないもの</li> <li>平成27年度燃費基準を満たすもの</li> </ul>	【備考】欄 平成27年度燃費基準達成車	 
			ハ 40の4 ㉖	次のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年揮発油軽中量車基準に適合するもの</li> <li>窒素酸化物の排出量が平成17年揮発油軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの</li> <li>平成27年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの</li> </ul>	【備考】欄 平成27年度燃費基準5%向上達成車	 

車種等		租特法	租特規	要件等（概要）	自動車検査証の必要記載事項	車体表示
ディーゼル車 （ハイブリッド自動車を含む）	車両総重量 2.5t超3.5t以下の乗合自動車・貨物自動車	90の12④二	イ 40の4㉔	次のいずれにも該当するもの ・平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの ・窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める値より10%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準を満たすもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準達成車	 & 
			ロ 40の4㉕	次のいずれにも該当するもの ・平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの ・平成27年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準5%向上達成車	
	車両総重量 3.5t超の乗合自動車・貨物自動車		ニ 40の4㉖	次のいずれにも該当するもの ・平成21年軽油重量車基準に適合するもの ・窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める値より10%以上少ないもの ・平成27年度燃費基準を満たすもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準達成車	 & 
			ホ 40の4㉗	次のいずれにも該当するもの ・平成21年軽油重量車基準に適合するもの ・平成27年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準5%向上達成車	
			ハ 40の4㉘	次のいずれにも該当するもの ・平成21年軽油重量車基準に適合するもの ・平成27年度燃費基準を満たすもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準達成車	

# 別表5(免税)

車種等	租特法	租特規	要件等(概要)		自動車検査証の必要記載事項	
ノンステップバス	90の13一	40の5①一、 ②一	一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供するもの	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条第1項に規定する基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第1条に規定するノンステップバス</li> <li>・公共交通移動等円滑化基準省令第37条から第42条までの基準を満たすもの</li> </ul>	【備考】欄 ノンステップバス
リフト付きバス		40の5①二、 ②二			<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第2条に規定するリフト付きバス</li> <li>・公共交通移動等円滑化基準省令第37条第1項、第38条第2項及び第42条の基準を満たすもの</li> </ul>	【備考】欄 リフト付きバス
ユニバーサルデザインタクシー	90の13二	40の5③、④	一般乗用旅客自動車運送事業者が事業の用に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第4条第1項の規定による認定を受けたもの</li> <li>・公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準を満たすもの</li> </ul>	【備考】欄 認定ユニバーサルデザインタクシー	

# 別表6(75%軽減)

車種等		租特法	租特規	適用期間	要件等(概要)	自動車検査証の必要記載事項
車両安定性制御装置 (EVSC)  及び  衝突被害軽減ブレーキ (AEB S)  搭載車	車両総重量5t超12t以下の乗合自動車等	90の14①一	40の6①、②、③、④	平成27年5月1日～平成30年4月30日	「車両安定性制御装置に係る保安基準」及び「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」のいずれにも適合するもの	<b>【備考】欄</b>  車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキ搭載車
	車両総重量3.5t超8t以下の貨物自動車(※)	90の14①二	40の6①、③、④、⑤	平成27年5月1日～平成30年4月30日		
	車両総重量8t超20t以下の貨物自動車(※)	90の14①三	40の6①、③、④、⑤	平成27年5月1日～平成30年4月30日		
	車両総重量20t超22t以下の貨物自動車(※)	90の14①四	40の6①、③、④、⑤	平成27年5月1日～平成28年10月31日		

※ 牽引自動車(自動車検査証に「第五輪荷重」の記載がある自動車)及び被牽引自動車を除く。

# 別表7(50%軽減)

車種等		租特法	租特規	適用期間	要件等(概要)	自動車検査証の必要記載事項
車両安定性制御装置 及び 衝突被害軽減ブレーキ 搭載車	車両総重量20t超22t以下の貨物自動車(※)	90の14②	40の6①、③、④、⑤	平成28年11月1日～平成30年4月30日	「車両安定性制御装置に係る保安基準」及び「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」のいずれにも適合するもの	【備考】欄 車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキ搭載車
車両安定性制御装置 (EVSC)  搭載車	車両総重量5t超12t以下の乗合自動車等	90の14③二	40の6②、⑥	平成27年5月1日～平成30年4月30日	「車両安定性制御装置に係る保安基準」に適合するもの。	【備考】欄 車両安定性制御装置搭載車
	車両総重量3.5t超8t以下の貨物自動車(※)	90の14③三	40の6③、④、⑤、⑥	平成27年5月1日～平成30年4月30日		
	車両総重量8t超20t以下の貨物自動車(※)	90の14③四	40の6③、④、⑤、⑥	平成27年5月1日～平成30年4月30日		
	車両総重量20t超22t以下の貨物自動車(※)	90の14③五	40の6③、④、⑤、⑥	平成27年5月1日～平成28年10月31日		
衝突被害軽減ブレーキ (AEB S)  搭載車	車両総重量5t以下の乗合自動車等	90の14③一	40の6②、⑥	平成27年5月1日～平成30年4月30日	「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」に適合するもの	【備考】欄 衝突被害軽減ブレーキ搭載車
	車両総重量5t超12t以下の乗合自動車等	90の14③二	40の6②、⑥	平成27年5月1日～平成30年4月30日		
	車両総重量3.5t超8t以下の貨物自動車(※)	90の14③三	40の6③、④、⑤、⑥	平成27年5月1日～平成30年4月30日		
	車両総重量8t超20t以下の貨物自動車(※)	90の14③四	40の6③、④、⑤、⑥	平成27年5月1日～平成30年4月30日		
	車両総重量20t超22t以下の貨物自動車(※)	90の14③五	40の6③、④、⑤、⑥	平成27年5月1日～平成28年10月31日		

※ 牽引自動車(自動車検査証に「第五輪荷重」の記載がある自動車)及び被牽引自動車を除く。